

令和3年度総合教育会議について

1 総合教育会議で扱う事項について

厚木市総合教育会議規程（抜粋）

（協議・調整事項）

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する市長及び教育委員会の事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

2 令和3年度の協議・調整事項について

(1) 重点的に講ずる施策についての協議・調整

国県動向や、全国的な課題等に関するテーマを設定し、市の現状・取組状況を報告し、今後の方針等について協議する。

また、継続審議となっている案件については、今年度も現状・取組状況を報告し、今後の方針等について協議する。

○令和3年度テーマ（案）

- ① 教員の多忙化解消に関する取組について（H29、H30から継続審議）
- ② 中学校夜間学級について
- ③ SDGsについて
- ④ 学校施設の最適化について
- ⑤ いじめ対策について

(2) スケジュール（案）

| | |
|-----------|--|
| 11月24日（水） | 第1回総合教育会議 案件 ① 教員の多忙化解消に関する取組について ② 中学校夜間学級について ③ SDGsについて |
|-----------|--|

| | |
|----|--|
| 2月 | 第2回総合教育会議 案件 ① 学校施設の最適化について ② いじめ対策について |
|----|--|